

令和5年度第2回 堺市地域介護サービス運営協議会 議事要旨

案件1 地域密着型サービス事業所の指定状況について

■事務局から資料1、参考資料1、参考資料2について説明

牧野委員：定期巡回について、要介護の方の人数が多い。結果を見ると、要介護1の方の利用が多い。在宅の方にサービスを提供しているのか、それとも住居型、サ高住等に対してサービスを提供しているのか。そのあたりも議論していきたいので、次回からの資料について状況と理由をお示しいただきたい。

事務局：理由、属性については、次回の協議会で示せるかどうか。できる範囲で次回の資料を検討する。

案件2 第9期介護保険事業計画における地域密着型サービス事業所の整備計画について

■事務局から資料2について説明

武中委員：特別養護老人ホームの必要性は認識している。

広域型と地域密着型の違いを教えてください。広域というと広く募集するということか。

事務局：地域密着型は29名まで、広域は30名以上という形で規模による違いがある。地域密着型の特別養護老人ホームではサービスを提供する利用者が、堺市内の被保険者となる。

案件3 自立支援・重度化防止の取組について

■事務局から資料3、参考資料1、参考資料2について説明

西尾委員：アセスメント訪問を実施している事業所は、どのようなところか。

事務局：多くの件数に対応できる事業所を選定している。2週間くらい前に訪問を予定しても対応できるような事業所で、地域の活動に参加している事業所。

西尾委員：このような取組は非常に大事。ケアプランを作成する際に事業所内だけで考えても深化しない場合もあるのでこのような取組は進めていただきたい。小さな事業所や、ケアプランをそれほど作成していない事業所は、研修にも参加してこない。ので、ぜひ取組を広げていただきたい。

事務局：今後より多くのケアマネジャーに使っていただけるように、より一層力を入れて周知していく。

牧野委員：訪問実績は月 5 件程度と考える。その 5 件は、どのような経路でどのような方法でアセスメント訪問の依頼が来るのか。過去に利用者の状態を見てほしいときに、アセスメント訪問に来てほしいのに、見てほしい状態とは違う状態で訪問に来ることがあったため、教えてほしい。

事務局：ケアマネジャーが自宅に行った際に、本人の意向を確認して希望があれば申込となる。以前は長寿支援課が日程調整していたが、事業者の数を増やし、地域包括支援センターとアセスメント訪問の事業所で直接日程調整してもらうことで、訪問に来てほしい時に行きやすいような仕組みに改善している。

牧野委員：自立支援型地域ケア会議について。1 回して終わってしまい、その後のフォローがない。ケアマネジャーから、もう 1 回してほしいとの意見が出た際に、柔軟に対応していただきたい。ご利用者自身には、主治医の先生がついているので、先生の指示が必要なこともある。自立支援型地域ケア会議に医師の参加を検討できないか。

事務局：継続的なフォローについては、2 回目の実施をしていない。一方、アセスメント訪問については、フォローを行っている。今後、希望が多ければ、検討していく。医師に参加していただくことについても、希望が多ければ検討をしていく。

武田会長：アセスメント訪問に関して利用者の声など具体的なものはあるか。

事務局：ケアマネ連絡会の事例共有の中で、専門職の人に直接、今の状態を見てもらうことでやりがいにつながったと利用者の実際の声聞いている。また、参考資料 2 に実際にアセスメント訪問を利用した方の声などを載せているので、参考に見ていただきたい。

原田委員：アセスメント訪問のみで終了というのは、どのようなケースが考えられるのか。

事務局：自立を妨げている要因に生活不活発等があるケースについて、自宅での生活での改善点や工夫が必要であり、実際にリハビリ専門職に助言してもらうことで改善できると考えている。また、アセスメント訪問終了後に栄養面で課題が出てきた場合は、その時にケアマネジメント検討会議に挙げていただくこともできる。

案件 4 令和 6 年度地域包括支援センター運営方針について

■事務局から資料 4、資料 4-1、参考資料 1 について説明

西尾委員：次年度介護保険の改正の中で、運営方針については何か影響があるのか。

基幹型の人員体制の見直しについてはどうか。

事務局：運営方針については介護報酬改定には影響を受けないと考えている。また、基幹型についても、地域包括支援センター同様、主任介護支援専門員に準ずるものの定義を追加する予定。

牧野委員：介護予防支援の指定対象拡大について堺市として目途は経っているか。

事務局：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が 1 月 25 日付けで公布され、指定居宅介護事業者であれば、介護予防支援事業者の指定をとれるような基準となっており、堺市において独自基準を設ける予定はない。

牧野委員：他市では、指定介護予防支援事業所の指定拡大について、利用者と地域包括支援センターと指定介護予防支援事業所と 3 者で契約するという運用にしている。現在の報酬単価では要支援の方のケアプラン作成の担当をやめる事業者が出てくることにより、利用者がサービスを利用できない事態になるのではないかと懸念している。また、今回の介護報酬改定のきっかけは、地域包括の負担軽減だったと思うが、地域包括の負担が増えるのではないかと考えている。

事務局：国の動きを見ながらの検討にはなと思うが、利用者の不利益がないように、混乱しないような仕組みづくりを検討していきたい。